

デイサービス・センター ういすたりあ 運営規程

（ 事業の目的 ）

第1条 社会福祉法人則信会が設置経営するデイサービス・センター（以下「センター」という。）が行うデイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めセンターの生活相談員、介護職員、看護師、機能訓練指導員（以下「職員」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正なデイサービスを提供することを目的とする。

（ 運営の方針 ）

第2条 センターの職員等は、要介護者及び要支援状態の心身の特性を踏まえて、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他 生活全般にわたる援助を行う。

事業実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（ センターの名称等 ）

第3条 デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名 称 ： デイサービス・センター ういすたりあ
- 2、所在地 ： 平塚市西真土 4 丁目 2 3 番 3 5 号

（ 職員の職種、員数及び職務内容 ）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管 理 者 ： 常勤兼務 1 名
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもデイサービスの提供に当るものとする。
- 2、生活相談員： 常勤兼務 2 名
相談員は、センターに対する利用の申し込み又は苦情にかかわる調整、介護等に対する技術指導、デイサービスの計画、作成等を行う。
- 3、介護職員： 11 名
(常勤兼務 4 名・非常勤兼務 7 名)
- 4、看 護 師： 4 名 (常勤兼務 2 名・非常勤兼務 2 名)
- 5、機能訓練指導員： 4 名 (常勤兼務 2 名・非常勤兼務 2 名)

（ 営業日及び営業時間 ）

第 5 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日、月曜日から土曜日（祝日も含む）までとする。但し、1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2、営業時間：8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。
- 3、サービス提供時間： 9：3 0～1 5：0 0 までとする。
- 4、電話等により 1 年中常時連絡が可能な体制とする。

（ デイサービスの内容及び利用料等 ）

第 6 条 デイサービスの内容は次のとおりとし、デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準とする。

- 1、生活指導（相談援助等）
 - 2、個別機能訓練
 - 3、介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
 - 4、入浴サービス
 - 5、健康状態確認
 - 6、送迎サービス
 - 7、口腔機能向上訓練
 - 8、介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号（運動器機能向上・口腔機能向上）
- 2 デイサービスの利用定員は、通所介護及び、介護予防通所介護を合わせて 1 日 30 名とする。
- 3 通常の事業の実施地域を超えて行うデイサービスに要した送迎費は、次の額を徴収する。
- 1、実施地域を越えた所から、片道おおむね 5km 未満 250 円
（車椅子利用者は 400 円）
 - 2、実施地域を越えた所から、片道おおむね 5km 以上 350 円
（車椅子利用者は 500 円）
 - 3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 4 デイサービス利用時の食材費は、1食(水分補給・おやつ含む) 890円とする。
費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 介護職員等は、デイサービスを実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は嘱託医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、平塚市内一部地域の 大神、横内、田村、四ノ宮、真土、大島、下島、小鍋島、豊田打間木、東豊田、南豊田、北豊田、豊田本郷、寺田縄、八幡、東八幡、西八幡、長瀬、堤町、東中原、中原下宿、中原上宿、中原、南原、新町、御殿、追分、浅間町、富士見町、諏訪町、豊原町、中里、達上ヶ丘、上平塚、平塚、櫻ヶ丘、見附町、錦町、紅谷町、明石町、立野町、宮ノ前、宮松町、天沼、宝町、老松町、榎木町、中堂の各地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 センターは、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1、採用時研修：採用後1ヶ月以内
- 2、継続研修：年3回

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人則信会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(非常災害対策)

第 10 条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 1、管理者は防火管理者を選任する。
- 2、防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 3、防火管理者は非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年 5・9 月に避難及び救出その他の必要な訓練を行なう。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 センターは、虐待の発生またはその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、 センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること。
- 2、 センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること
- 3、 センターにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4、 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 12 年 10 月 16 日から施行する。
この規定は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する
この規定は、平成 14 年 5 月 16 日から施行する
この規定は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 5 月 16 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成15年7月16日から施行する。
この規定は、平成15年11月1日から施行する。
この規定は、平成16年4月1日から施行する。
この規定は、平成16年5月1日から施行する。
この規定は、平成16年8月16日から施行する。
この規定は、平成16年9月16日から施行する。
この規定は、平成16年11月1日から施行する。
この規定は、平成17年10月1日から施行する。
この規定は、平成18年4月1日から施行する。
この規定は、平成19年4月1日から施行する。
この規定は、平成20年4月1日から施行する。
この規定は、平成22年4月1日から施行する。
この規定は、平成22年10月1日から施行する。
この規定は、平成22年12月15日から施行する。(第10条避難訓練実施月の変更)
この規定は、平成23年4月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成24年4月1日から施行する。(第5条センターの営業日の変更)
この規定は、平成25年3月1日から施行する。(第4条生活相談員数の変更)
この規定は、平成25年4月17日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成25年6月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成25年10月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成25年12月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成26年4月1日から施行する。(第4条運転手数の追加)
この規定は、平成26年12月1日から施行する。(第4条介護職員看護師数の変更)
この規定は、平成27年4月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成27年8月1日から施行する。(第4条介護職員運転手数の変更)
この規定は、平成27年10月16日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成28年1月16日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成28年4月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、平成28年6月1日から施行する。(第4条介護職員看護師数の変更)
この規定は、平成29年4月1日から施行する。(第4条職員数の変更)
この規定は、平成30年4月1日から施行する。(第4条職員数の変更、第6条8項)
この規定は、平成30年6月1日から施行する。(第4条職員数の変更)
この規定は、平成30年8月1日から施行する。(第4条職員数の変更)
この規定は、平成30年10月1日から施行する。(第4条看護職員数の変更)
この規定は、平成30年11月1日から施行する。(第4条職員数の変更)
この規定は、平成31年2月1日から施行する。(第4条介護職員数、運転手数変更)
この規定は、平成31年4月1日から施行する。(第4条運転手数の変更)
この規定は、令和元年6月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)
この規定は、令和2年12月1日から施行する。(第4条介護職員数の変更)

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条介護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。(第 4 条運転手数の変更)
この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。(第 4 条運転手数の変更)
この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。(第 4 条介護職員数の変更)
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。(第 4 条運転手数の変更)
この規定は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。(第 4 条運転手数の変更)
この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。(第 4 条介護職員数の変更)
この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。(第 4 条介護職員、運転手数の変更)
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第 11 条虐待の防止のための措置に関する事項)

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。(第 4 条看護職員数の変更)
この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。(第 4 条介護職員数の変更)